

太田市告示第19号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき市道の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、告示の日から1月間太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

太田市長 穂積昌信